

成年後見制度利用 月例無料相談会



遺言と相続のご相談にも応じます

成年後見制度とは、精神上的障害により判断能力のない方や、不十分な方（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など）に代わり、後見人等が財産の管理に関する事務や、生活、療養看護に関する事務を行う制度であり、法定後見制度（法律による後見の制度）と任意後見制度（契約による後見の制度）があります。

毎月4会場で無料相談を開催（予約不要）。

※開催日時や会場の部屋が変更になる場合がありますのでご注意ください。

逗子市役所

（国民健康課相談室）

毎月第2水曜日

10:00～16:00

葉山町役場

（玄関脇小会議室）

毎月第3金曜日

10:00～16:00

三浦市役所

（別棟2階市民相談室）

毎月第4水曜日

13:00～16:00

横須賀市 総合福祉会館

（5階第1会議室）

毎月第4金曜日

13:00～16:00

ご相談は（一社）コスモス成年後見サポートセンター横須賀地区会員が担当しています。

—町内会等への講師派遣も無料で受け付けます—

問合せ先 地区長 小林浩悦 TEL080-2246-2120

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは、成年後見制度に取り組む行政書士が参加して結成した社団法人です。